

流山市農業委員会
令和元年第10回
総会議事録

令和元年10月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和元年第10回総会議事録

1 期 日 令和元年10月11日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 1番 鈴木 亨
2番 金子 孝博

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	11番 小倉 節子
12番 水代 啓司	
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員1名/推進委員0名)

10番 小嶋 悦子

7 書記名 事務員 山村 大樹

8 事務局	事務局次長	秋元 学
	事務局次長補佐	真通 俊人
	事務局係長	鈴木 正寿
	事務局副主査	斉藤 恒夫

9 会議目次

(1) 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について	4
(4) 議案第49号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	7
(5) 議案第50号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	8
(6) 報告第25号 令和元年度流山市利用状況調査結果について	11
(7) 報告第26号 合意解約の通知について	13
(8) 報告第27号 転用許可に伴う工事完了の報告について	13
(9) 報告第28号 専決処理の報告について	16

▲開会 午後3時30分

○水代議長 それでは、ただ今から令和元年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

なお、10番小嶋委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

1番 鈴木委員、2番 金子委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、山村事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただきまして、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの5議案について、ご審議いただきしたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第25号「令和元年度流山市利用状況調査の結果について」から報告第28号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第46号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年10月11日提出

権利者は、流山市名都借の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑3筆 合計面積3,174平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.2キロメートルに位置している畑3筆 合計面積3,174平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、営農意欲向上のため贈与により所有権を取得するものです。

申請地の畑は、前方に映している写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.7ヘクタールで、農業従事者は4名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代議長 わたしから一つ質問します。これは何年前に購入したのですか。

◎事務局(秋元次長) 平成23年に売買で取得しております。

○水代議長 8年前ですね。ありがとうございます。

ほかに、質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 はい。質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。

よって、議案第46号については許可することに決定いたしました。

○水代議長 ありがとうございます。

○水代議長 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」
を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第47号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年10月11日提出

議案1番と2番は、総会に先立ち開催されました全員協議会で、皆様にご審議いただいた案件です。同一事業ですので一括してご説明いたします。

本件の申請につきましては、市街化調整区域内の農地を売買で取得、また賃借権を設定して学校用地に農地転用することから、農地法第5条の規定に基づき許可申請されたものです。

申請がありました権利者は流山市です。

申請地は、流山市大畔の畑計21筆 転用面積22,680平方メートルです。

次に、移転の原因は売買及び賃借権の設定です。

申請理由ですが、流山おおたかの森駅周辺の人口が急増しており、今後も人口増加が想定されることから、令和4年4月の開校を目指し、新設中学校を整備するものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、流山おおたかの森駅の北西約1.1キロメートルに位置する農地で、周囲は農業公共投資の対象となっていない規模が10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

事業計画の概要ですが、建築面積8,268.43平方メートルの地上3階建ての建物等を建築するものです。

被害防除対策としては、雨水対策については敷地内に雨水浸透貯留施設を設ける計画です。汚水対策については、市道に新設される汚水管に接続、放流する計画です。

次に、資金計画についてですが、土地購入費が約10億7,500万円、建設費等が70億8,900万円、合計約81億6,400万円です。

これに伴う資金としては、起債が54億3,300万円、補助金が14億8,600万円、一般財源が12億4,500万円です。

次に、関係機関との協議状況については、都市計画法の開発行為について現在

協議中です。

今月の農地法第5条許可申請については以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。小委員会の説明はないですね。

○事務局(秋元次長) 全員協議会で検討いただきましたのでございません。

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第47号については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第48号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和元年10月11日提出

議案の1番の権利者は、流山市中野久木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田3筆 合計面積3,093平方メートルです。

利用権の設定期間は新規により3年間、移転の原因は賃貸借です。

議案案内図は、4ページにありますので、併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、松戸市下矢切にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります畑3筆 合計面積3,000平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

議案案内図は、5ページにありますので併せてご参照ください。

議案の3番の権利者は、松戸市下矢切にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります畑3筆 合計面積3,000平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

議案案内図は、5ページにありますので併せてご参照ください。

議案の4番の権利者は、流山市中にお住いの方で職業は農業です。
対象となる農地は、流山市平方にあります畑2筆 合計面積3,017平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

議案案内図は、6ページにありますので併せてご参照ください。

議案の5番と6番の権利者は、同一ですので一括してご説明いたします。権利者は流山市前平井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市古間木にあります畑3筆 合計面積1,991平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

議案案内図は、7ページにありますので併せてご参照ください。

議案の7番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市芝崎にあります畑1筆 面積1,021平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間、移転の原因は賃貸借です。

議案案内図は、8ページにありますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が6件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は72歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は280日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで稲刈済の状態でした。

次に、更新の案件でございます。

議案の2番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は50歳でございます。農業従事者は3名で農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで作付け済の状態でした。

次に、議案の3番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は48歳でございます。農業従事者は4名で農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで作付け済の状態でした。

次に、議案の4番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は41歳でございます。農業従事者は4名で農業従事

日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで作付け済の状態でした。

次に、議案の5番と6番は同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。議案の5番と6番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は68歳でございます。農業従事者は2名で農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで作付け済の状態でした。

次に、議案の7番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は38歳でございます。農業従事者は1名で農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、写真のとおりで耕起済の状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、石井委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時48分 石井委員退席)

これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第48号の1番については承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時49分 石井委員入室)

続いて、本案の5番と6番については、秋元推進委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

秋元推進委員の退席を求めます。

(午後3時50分 秋元委員退席)

これより、本案の5番と6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号の5番と6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。挙手、全員であります。

よって議案第48号の5番と6番については承認することに決定いたしました。

秋元推進委員の除斥を解きます。

(午後3時51分 秋元委員入室)

次に、本案の2番から4番及び7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号の2番から4番及び7番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号の2番から4番及び7番までについては承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第49号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをご覧ください。

議案第49号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和元年10月11日提出

申請者は、東京都葛飾区にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畑3筆 合計面積は660平方メートルです。

変更後の地目につきましては宅地です。

次に、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために証明願の提出があったものです。

次に、案内図につきましては、9ページと10ページでございますので、ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第49号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の北東約1.5キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が今年、相続により取得した土地で、昭和55年ごろに配置図のように、自宅の庭先として利用していたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地と一体利用されていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続きまして、議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第50号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和元年10月11日提出

市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡や故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものです。

今月の願出は3件です。

議案の1番の申請者は、流山市東深井にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市東深井にあります畑1筆 面積1,000平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者のうちの1人でもある母親で、母親の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、11ページにございますので併せてご参照ください。

次に、議案の2番の申請者は、流山市野々下にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市野々下にあります畑1筆 面積831平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻で、妻の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図については、12ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の3番の申請者は、埼玉県三郷市にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市木にあります畑5筆 合計面積3,396平方メートルで、現在使用収益が停止されている土地であり、換地後の面積は2,070平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては申請者の祖母で、祖母の故障を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図は、13ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、3件でございます。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の東約500メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の1人でもある母です。従事日

数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和元年6月に農業経営が不可能と診断され、残った従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは難しいので、申請地の買取り申出を行うため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり耕起・作付けされた状態でした。

次に議案の2番についてご報告いたします。

はじめに、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北東約1キロメートルに位置している土地でございます。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻です。従事日数は生前は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が平成29年12月に亡くなり、残った従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは難しいので、申請地の買取り申出を行うため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、耕起済みの状態でした。

続いて、議案の3番についてご報告いたします。

はじめに、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR武蔵野線南流山駅の南西約1.2キロメートルに位置している土地でございます。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の祖母です。従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和元年8月に農業経営が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、土地所有者である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、区画整理事業区域内の土地で、使用収益開始前の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、それぞれ買取り申出事由の生じた方が亡くなったり病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その者が死亡又は病気になったことにより、農業経営が不可能または困難になったと客観的に認められたことから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代議長 私から質問よろしいですか。

議案1番の主たる従事者は、申請者の一人でもある母だけですか。

◎事務局(秋元次長) はい。そうです。

○水代議長 議案2番の主たる従事者は、どなたですか。

◎事務局(秋元次長) 申請者の妻です。

○水代議長 この畑に関しては、申請者の妻だったのですね。

奥さんと旦那さん、2人で従事していたのですか。

◎事務局(秋元次長) 2人で従事しておりましたが、申請者の妻が亡くなりました。

申請者も高齢になり、耕運する際に農耕機を隣の塀にぶつけてしまうことなどが懸念され、(全ての面積の)農業経営が不可能と判断されたようです。

○水代議長 他に質問ございますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第50号については証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第25号「令和元年度流山市利用状況調査の結果について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第25号

令和元年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した令和元年度流山市利用状況調査の集計結果について、次のとおり報告する。

令和元年10月11日報告

この利用状況調査については、農地法の規定に基づき、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市においても引き続き調査を実施いたしました。

委員の皆さまには、今年は、8月19日から26日にかけてご多忙のなか延べ3日間にわたり調査していただき、ありがとうございました。

今年の集計結果につきましては、表に記載しましたとおり、132,736.78平方メートルの農地が荒廃農地と確認されました。

また、農地造成の土地につきましては、調査対象農地32,314平方メートルのうち、25,452平方メートル、全体の78.76パーセントが適正に利用されておりました。

次に、詳細につきましては斉藤副主査より説明いたします。

◎斉藤副主査 お手元の議案書11ページが集計結果となります。

スクリーンをご覧ください。

1班から3班の調査結果につきましてご報告いたします。

8月19日第1班では、主に芝崎地区と名都借地区の「埋立て造成後の作付け」について、毎年継続して利用状況を見守っております。

昨年までは耕作済みとしていた対象地につきましても、今年度の調査において、何ら耕作進展がなく草も繁茂している農地については、作付け指導や草刈り指導、そして樹木の伐採要請などを行うこととしております。

8月22日第2班では、7月の調査事前説明におきまして「新川耕地の田の草刈り」等にも注目すべきであるとのこと指摘により、今年度新たに「田の保全管理状況」について調査していただきました。

利根運河の北側から、流山インターチェンジ周辺まで広範囲に渡る調査を実施いたしました。

田の保全状況、具体的には草刈り状況等についてですが、事務局の事前調査、委員による当日の調査等、直前(前日)まで、草刈りなどが行われており、田の保全状況は、日々異なっている状況でした。

また22日当日に新たに草刈り指導の対象と判読した農地もあったことから、この新川耕地の調査につきましては、今回の集計には含めず、来年度以降引き続き注視していき、農業振興課と連携しながら草刈り指導を行っていきたいと思います。

また、この2日目の中では、平方地区で荒廃した非農地B判定を1筆行いました。

8月26日第3班は、野々下・駒木台地区の「荒廃農地の継続調査」を実施しました。

農家が所有するトラクター等を利用した通常の農作業だけでは耕作ができない荒廃した農地、これをA判定農地と申しますが、昨年まではこのA判定農地が主でしたが、今回の調査により今までA判定をしていた駒木台の3筆、これを新たにB判定としました。

スクリーンでは、調査日当日の風景を写真にしております。

お手元の11ページの調査結果に戻ります。

総括的には荒廃農地調査において、今年度は新規のA判定農地はありませんでした。

その代わりに、新規のB判定農地が、4筆 985平方メートル発生しました。

内訳は、平方地区の1筆 198平方メートルと駒木台地区の3筆 787平方メートル。

合計4筆 985平方メートルがB判定となりました。

スクリーンをご覧ください。

これが駒木台の対象農地となります。

次に農地造成におきましては、芝崎地区で草刈り指導を4筆 2,952平方メートル。

同じく芝崎地区で作付け指導を3筆 2,322平方メートル、名都借地区で1筆 1,588平方メートル。

合計4筆 3,910平方メートルを文書で指導通知をするものとして集計しました。

説明は以上です。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第26号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の12ページをご覧ください。

報告第26号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和元年10月11日報告

合意解約が行われました農地は、流山市上貝塚にあります田1筆 面積1,031平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、令和元年8月23日です。

議案案内図につきましては、14ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約のご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第27号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第27号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和元年10月11日報告

報告の1番は、今年5月と6月の総会で審議がなされ6月13日付けで許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページにございます。

9月5日に、第1小委員会の委員の皆様にご確認をいただきました。

次に、報告の2番は今年3月の総会で審議がなされ、3月13日付けで許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございます。

9月18日に中嶋委員、染谷委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆2番(金子委員) 1番の駐車場に関してですが、道路と車が駐車している所は、柵も何もないです。

道路幅員を6メートルに計画すると言った割には、広げたそこに車が駐車しており、柵も何も付けてないというのは、交通安全上どうなのかなと思います。

あれだけ安全対策の徹底について指導したのですが、柵も何もありません。

それに対しては、完了確認の際に質問も何もなかったのでしょうか。

○水代議長 事務局どうですか。

◆2番(金子委員) 現場へ行き、完了確認されていかがですか。

現状ですと、交通安全面について懸念されますが。

○水代議長 柵を取り付けると、西側の(駐車番号)112番から125番までは駐車できないのではないですか。それと私から質問ですが、駐車路盤の土地の高低差はありますか。

◎事務局(鈴木係長) 高さはフラットです。

◎事務局(鈴木係長) (スクリーン上で説明)最初に完了報告書が提出された時、全体の駐車スペースのうち多くの車両は、西南角部が車両の出入口で、西側道路面の車両は、道路面から出入りしたいので、既存道路からセットバックしてオープン形式。

一方、駐車場南側は、既存道路幅員の市道側にパイプフェンスが設置される設計です。確かに金子委員が仰るとおりで、西側の既存道路の安全性を問われているのだと思います。

最初の農業委員会への相談の時に、私の方も安全性について質問しましたが、この面積で必要台数を確保するために、西側からの駐車形態をこのようにしたいとの意向でした。

◆2番(金子委員) 西側の道路側が全部出入口になっていますね。

◎事務局(鈴木係長) そういうことです。

◆2番(金子委員) 出入口は西南角という計画であったのに。

◎事務局(鈴木係長) 基本的には、駐車車両の約9割は、こちら(西南角部)が出入口です。

一番西側の駐車車両は、当初計画段階から道路面からの駐車方法でした。

この点については、申請前の相談時にも一応話はしたのですが、借りられる面積と必要駐車台数の観点から、この形態にしたいという意向でした。

基本的な全体の出入口は西南口になるので、西側の十何台分だけは直接道路から駐車させて欲しいと。

◆2番(金子委員) 私が言いたいのは、セットバックして6メートル道路にすると、かえって危険が増すのではないかとということです。

◎事務局(鈴木係長) 駐車場が利用されて、何か月経過しています。これから日が暮れるのが早くなってきて、車の退出していくタイミングなどで金子委員の仰るように安全性の議論が出てくると思います。

もし、危ない思いをしたとか、何かあれば管理会社が間に入って対応しますと発言

していますので、今後、安全対策として何かできないですかと申し出ることはできます。

◆2番(金子委員) 私から言わせてもらえば、6メートル幅員に拡張すると言っていて、その駐車場に十何台多く駐車させるために、6メートル幅員にしたって言うからさ、それまでになっちゃうんですね。

◎事務局(鈴木係長) そこは、金子委員の仰るとおりだと理解しています。

◆2番(金子委員) はい。分かりました。

○水代議長 よろしいですか。

◆(小林推進委員) 1ついいですか。道路境界は、はっきりしていますか。

◎事務局(鈴木係長) 道路境界はあくまで元の境界です。

◆(小林推進委員) 新しく6メートル増やした訳じゃないですか。その増やした分は…

◆2番(金子委員) 寄付したって。

◎事務局(鈴木係長) いや、寄付はしてないです。

自分の土地だけど、対向車両が来た時に避けられるスペースだということです。

◆(小林推進委員) 寄付はしてないのですか。

◎事務局(鈴木係長) はい。

◆2番(金子委員) だから道路上じゃないんだね、敷地内になる。

◎事務局(鈴木係長) よく開発(行為)であるのですが、あくまでその事業者の敷地ですが、道路上で歩道の構造にするのと同じなので、この広げた部分はあくまで個人の敷地です。

ただ、その待避スペースという観点からは、ここは広がっています。

◆(小林推進委員) ここ(敷地部分)に車、駐車しても問題ないですよ。

◎事務局(鈴木係長) はみだしててもっていう話ですよ。厳密にいうと駄目ではないですけども。

◆(小林推進委員) 問題ないですね。

◎事務局(鈴木係長) はい。自分の土地だけど、セットバックして少しでも安全対策はしていますって言ったので、ただ、そこは利用形態としてはみ出ないようにわざわざきちっと区画を作っている訳なんです。

だから道路の境界、元の境界はここに杭がちょっと映っています(スクリーンを指す)。

◆(小林推進委員) 法的なものはないですか。

◎事務局(鈴木係長) ないです。そこに車が停まっているかないかでは、法的な処罰はないです。

ただ一方で、安全対策上で下がったのであれば、(私道上の駐停車は)好ましくないことでもありますし、もしそれで何かあれば、今皆さんが仰ったようにそれは事業者に対して提言していくこともできます。

○水代議長 他にご質問はございますか。

◆6番(石井委員) 車止めは設置していないのでしょうか。

◎2番(金子委員) していません。

◎事務局(鈴木係長) しかし、南側に車止めはありますので、市道から跨いでは入れないようになっています。

○水代議長 なるほど。

◎事務局(鈴木係長) はい。車止めはそんなに高くないので跨いで入れなくはないと思いますが、気持ち程度の車止めなので。

今後駐車場等の時には、特に安全対策に気を付けて指導していくようにしていきます。

○水代議長 他に質問はありませんか、他にご意見がなければ次に進みます。

○水代議長 次に、報告第28号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の14ページをご覧ください。

報告第28号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年10月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、9件 18筆 面積4,322.05平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、29件 95筆 面積34,823.60平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地6件、道水道用地1件、その他の建物施設用地が2件の計9件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が28件、マンションの区分所有が1件の計29件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願ひいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和元年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時28分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和元年10月11日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 鈴木亨

流山市農業委員会委員 金子孝博